

令和元年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	しろなみ保育所他5ヶ所警備業務委託			
業 務 地	伊賀市 久米町 地内 他5ヶ所			
設 計 額				
期 間	令和2年1月1日 から 令和6年12月31日 まで	設 計	令和元年11月	
業 務 委 託 概 要		設 計 者		検 算 者
市内公立保育所(園)6ヶ所警備業務委託 (しろなみ保育所・新居保育所・柘植保育園・西柘植保育園・壬生野保育園・希望ヶ丘保育園)		業 種	警備	業種コード
				機械警備
		委託金額		
		税(官積)		

内 訳 明 細 書

保育所名	内訳名称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 しろなみ保育所	警備業務委託(機械警備)		60	月			
2 新居保育所	警備業務委託(機械警備)		60	月			
3 柘植保育園	警備業務委託(機械警備)		60	月			
4 西柘植保育園	警備業務委託(機械警備)		60	月			
5 壬生野保育園	警備業務委託(機械警備)		60	月			
6 希望ヶ丘保育園	警備業務委託(機械警備)		60	月			
	小計						
	合計(税込)						

機械警備業務仕様書

保育所（園）の警備業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 警備対象物件

	保育所（園）名	所在地
1	しろなみ保育所	伊賀市久米町103-1
2	新居保育所	伊賀市西高倉4642-1
3	柘植保育園	伊賀市柘植町1888
4	西柘植保育園	伊賀市新堂118-1
5	壬生野保育園	伊賀市川東2652
6	希望ヶ丘保育園	伊賀市希望ヶ丘西4-5-30

2. 目的

各保育所（園）の管理運営を円滑に促進するため、所（園）舎における職員室及び周辺、廊下等での機器による火災事故、盗難事件及び損壊行為防止とこれらの早期発見と防止に努める。

3. 警備期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60ヶ月）とする。

なお、警備に必要な機器の設置については、契約日以後速やかに設置し、令和元年12月28日までに終えるものとする。（鍵の引き渡しについても同様）

4. 警備料金（機器取付費を含む）

委託者は、警備料金を受託者に別紙のとおり支払うものとする。

ただし、受託者は委託業務終了後、翌月初めに委託者に請求し、委託者は請求のあった日から30日以内に支払う。

5. 警報機器の毀損、紛失

委託者の責に帰すべき事由により、警報機器の毀損、紛失した場合は、その実費を受託者に支払う。

6. 警備基準

夜間及び休日の保育所（園）が無人状態にあるとき。

（平日）午後6時から翌日午前8時30分まで

（土曜日）午後0時から翌日午前8時30分まで

（日曜日・休日）24時間

7. 機械警備

1) 機械監視をする項目

防犯（不法侵入等）警備及び既設火災報知器を利用した火災監視業務（24時間）。

2) 機械警備の方法

ア) 受託者は、1)に掲げる事項を監視できる機器を設置し、専用回線により受託者の監視所に接続して監視する。（設置した機器類は、すべて受託者の所有とする。）なお、電話回線が切断された場合は、その異常を捉え対処できるものとする。

イ) 受託者は、保育所（園）から機器警備開始の信号を受信した時点から監視体制

に入り、機械警備解除の信号の受信により監視体制を解除する。

ウ) 受託者は、設置した機器が常に正常に作動するように維持しなければならない。

エ) 機器の配置等

別紙設置図面記載（設置機器については、記載機器と機能的に同等のものであれば可。）

オ) 異常事態受信時の措置

保育所（園）に異常事態が発生したときは、次の方法により措置を行う。

a) 受託者は、保育所（園）に異常事態が発生したことを確知したときは、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年三重県公安委員会規則第1号）」に基づき、警備員を遅滞なく保育所（園）に急行させる。

b) 保育所（園）に急行した警備員は、異常事態を確知した場合は、事態の拡大防止にあたるとともに、本部及びあらかじめ定められた関係機関の緊急連絡先に連絡する。

8. 鍵等の貸与及び保管

警備実施に必要な鍵等は、受託者に貸与する。受託者は貸与を受けた鍵等の管理を適正に行い、契約解除等により不要になったときは、直ちに返還しなければならない。

また警報機器操作のための必要な操作カード等は責任をもって管理し運用する。

（警報機器操作のための操作カード等は、各保育所（園）10個とする。）

9. 報告書の提出

承認した様式により、毎月の警備状況処理事項報告書を作成し、翌月10日までに提出するものとする。

10. 経費の負担区分

警備機器の保守点検費、維持管理費、人件費、使用機材、消耗品費、その他一切の経費を受託者が負担するものとする。有効期間満了により契約が終了した場合の契約解除後の機器は受託者が速やかに取り外し、建物等を原状復帰するものとする。機器類の撤去にかかる費用については受託者の負担とする。

契約が解除された場合は、解除された時点までの委託料を支払うものとする。

本業務に最低限必要と認められる範囲内において、保育所（園）に係わる電話回線料、光熱水費は委託者が負担する。

11. その他

退出時及び出勤時の警備開始及び終了は、操作カードと施錠のみで行えるものであること。

警備業務遂行にあたっては、警備業法に基づき行うこととし、定めのないものについては委託者と受託者の両方で協議して決定する。

受託者は、業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。

しろなみ保育所

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	2
マグネットスイッチ	1 0
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

新居保育所

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	2
マグネットスイッチ	1 0
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

柘植保育園

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	1
マグネットスイッチ	1 1
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

西柘植保育園

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	1
マグネットスイッチ	8
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

壬生野保育園

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	1
マグネットスイッチ	1 3
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

希望ヶ丘保育園

機器名	設置数
非常通報装置	1
電話回線基盤	1
非接触リモコン	1
非接触タグ	1 0
熱線センサー（立体）	1
マグネットスイッチ	1 2
警報ベル	1
フラッシュライト	1
上記機器設置に関し、他に必要となる設備は設置すること。	

別紙 委託料等内訳

・第1回分

令和2年3月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第2回分

令和2年6月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第3回分

令和2年9月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第4回分

令和2年12月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第5回分

令和3年3月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第6回分

令和3年6月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第7回分

令和3年9月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第8回分

令和3年12月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第9回分

令和4年3月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第10回分

令和4年6月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第11回分

令和4年9月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第12回分

令和4年12月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第13回分

令和5年3月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第14回分

令和5年6月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第15回分

令和5年9月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第16回分

令和5年12月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第17回分

令和6年3月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第18回分

令和6年6月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

・第19回分

令和6年9月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

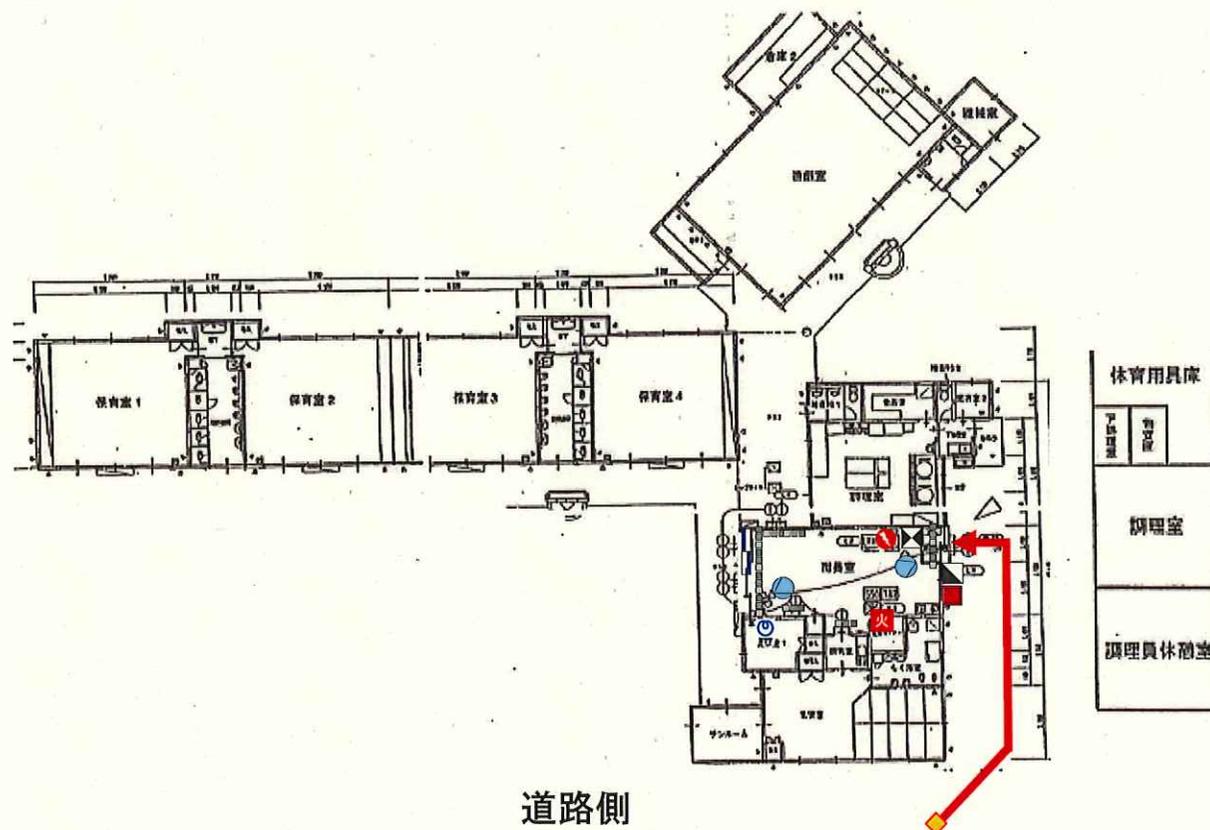
・第20回分

令和6年12月末以降に〇〇〇円（消費税を含む）を支払う。

【別紙設置図面(参考)】

物件名 伊賀市立新居保育所

記号	品番	型式	取付機器名	数量
⊠			非常通報装置	1
			電話回線基盤	1
◼			非接触リモコン	1
			非接触タグ	10
●			熱線センサー(立体)	2
■			マグネットスイッチ	10
●			警報ベル	1
■			フラッシュライト	1

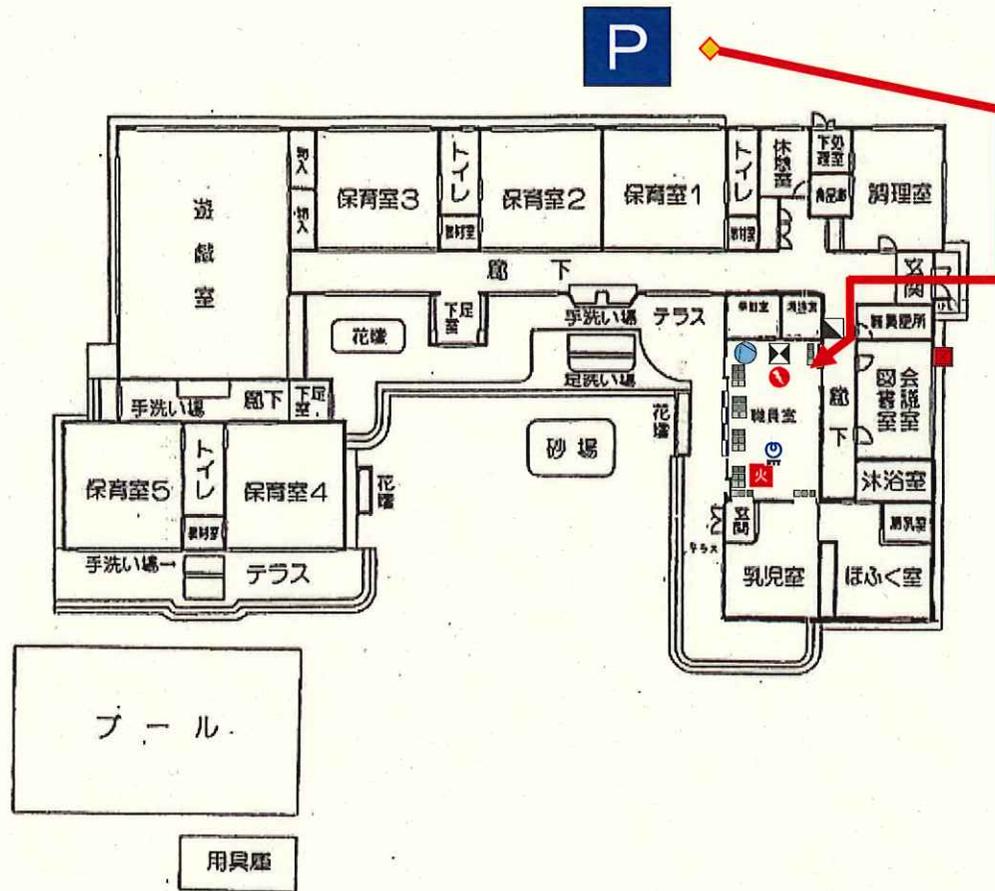


警戒システム
職員室外部取付の非接触リモコンにて警戒/解除操作

【別紙設置図面(参考)】

物件名 伊賀市立柘植保育園

記号	品番	型式	取付機器名	数量
⊠			非常通報装置	1
			電話回線基盤	1
◼			非接触リモコン	1
			非接触タグ	10
●			熱線センサー(立体)	1
■			マグネットスイッチ	11
●			警報ベル	1
■			フラッシュライト	1

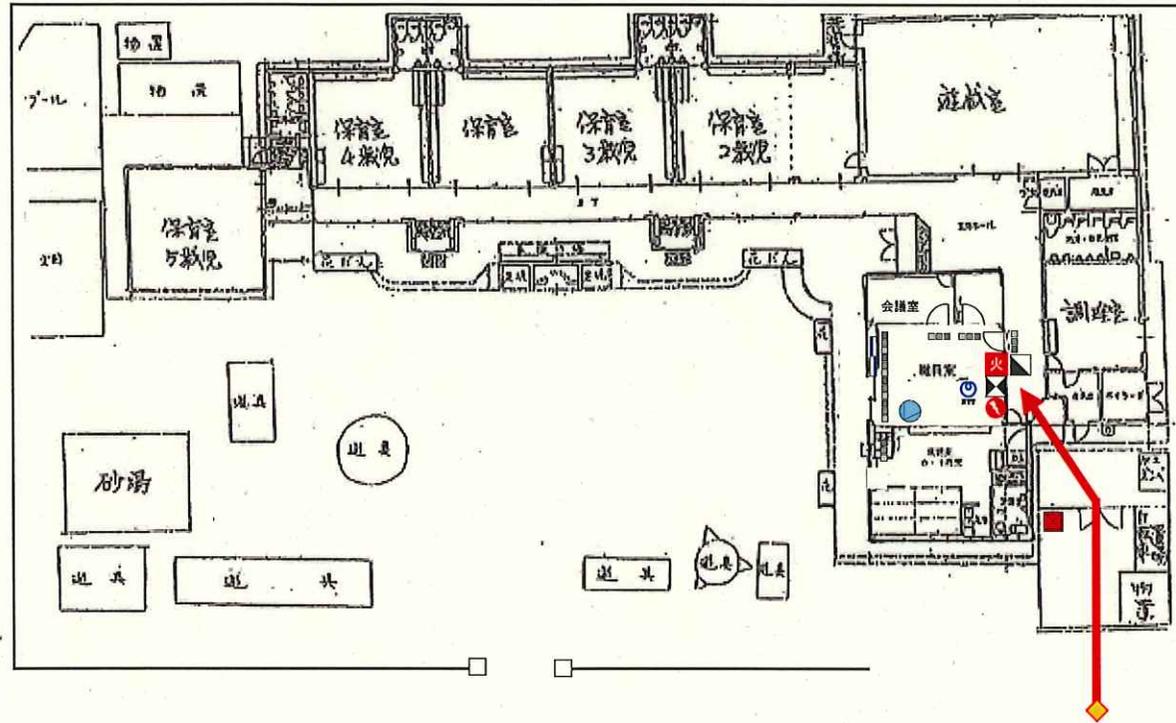


警戒システム
職員室外部(廊下)取付の非接触リモコンにて警戒/解除操作

【別紙設置図面(参考)】

物件名 | 伊賀市立西柘植保育園

記号	品番	型式	取付機器名	数量
◀▶			非常通報装置	1
			電話回線基盤	1
◼			非接触リモコン	1
			非接触タグ	10
●			熱線センサー(立体)	1
—			マグネットスイッチ	8
●			警報ベル	1
■			フラッシュライト	1

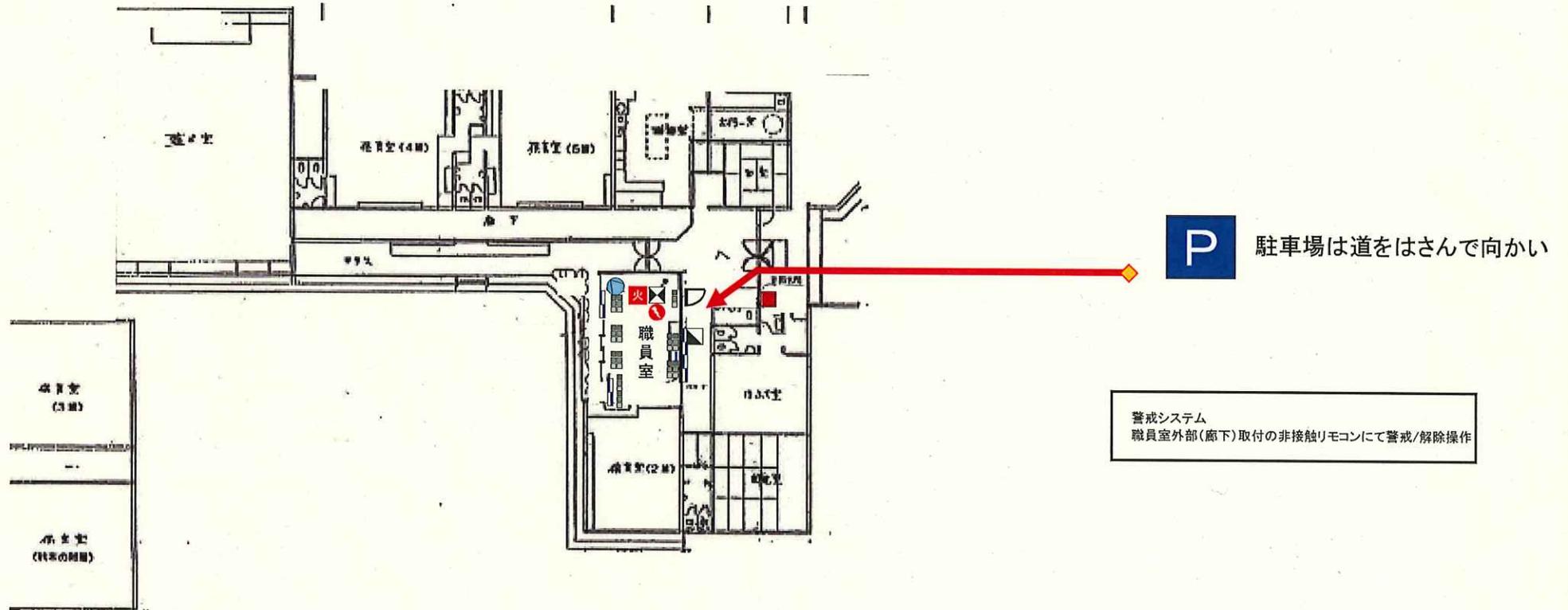


警戒システム
職員室外部(廊下)取付の非接触リモコンにて警戒/解除操作

【別紙設置図面(参考)】

物件名 伊賀市立壬生野保育園

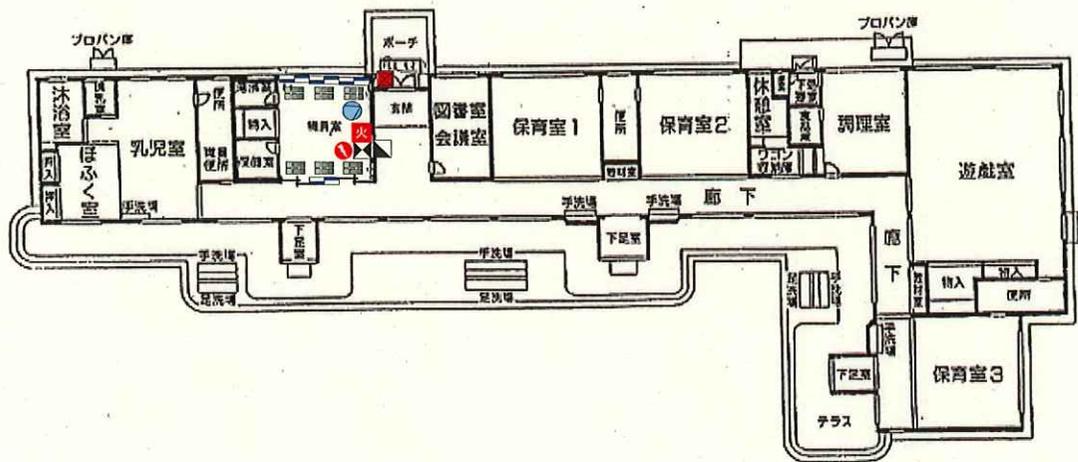
記号	品番	型式	取付機器名	数量
☒			非常通報装置	1
			電話回線基盤	1
◼			非接触リモコン	1
			非接触タグ	10
●			熱線センサー(立体)	1
■			マグネットスイッチ	13
●			警報ベル	1
■			フラッシュライト	1



【別紙設置図面(参考)】

物件名 伊賀市立希望ヶ丘保育園

記号	品番	型式	取付機器名	数量
◀			非常通報装置	1
			電話回線基盤	1
▶			非接触リモコン	1
			非接触タグ	10
●			熱線センサー(立体)	1
—			マグネットスイッチ	12
●			警報ベル	1
■			フラッシュライト	1



警戒システム
職員室前の非接触リモコンにて警戒/解除操作